○宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和６年３月29日

告示第52号

（趣旨）

第１条　宮古島市奨学金返還支援事業補助金の交付については、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の目的）

第２条　宮古島市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、宮古島市内の中小企業が従業員への奨学金返済支援制度を設け、奨学金の債権者への直接返済、手当又は賞与への加算等による金銭支給（代理返済に未対応の奨学金返済に係る支援に限る）（以下「代理返済等」という。）を行う場合に当該企業を補助することにより、若年者の市内就職促進及び中小企業の人材確保等を図ることを目的とする。

（令８告示92・一部改正）

（補助対象者の要件）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象企業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　沖縄県奨学金代理返還支援事業の交付決定を受けていること。

(2)　宮古島市内に本店又は主たる事業所を設置していること（登記簿上のみ存在するものを除く。）。

(3)　本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金償還金等の納付）を果たしていること（法人の場合にあっては、会社及び代表者）。

(4)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条により定める事業を営むものでないこと。

(5)　宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する団体）又は暴力団と関係するものでないこと。

（令８告示28・令８告示92・一部改正）

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、沖縄県奨学金代理返還支援事業の補助対象となった経費であり、かつ、補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）の属する市の会計年度（以下「会計年度」という。）中に行った給付とする。

（令８告示28・令８告示92・一部改正）

（支援対象とする従業員の範囲）

第５条　支援対象とする従業員（以下「対象従業員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　雇用期間の定めがなく補助対象企業で正社員として取り扱われていること。

(2)　申請日において、宮古島市内に所在する事業所に勤務していること。

(3)　申請日において、貸与された奨学金を対象従業員本人が返済予定又は返済中であること。

(4)　申請日の属する会計年度の３月末日において、35歳未満であること。

(5)　申請日の属する会計年度中、申請時と同じ補助対象企業に雇用されていること。ただし、当該会計年度の中途に退職した者については、退職の日まで支援対象従業員として扱う。

(6)　個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務形態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

（令８告示92・一部改正）

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象企業が交付申請を行った年度に対象従業員が返済する額の２分の１を基礎額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1)　補助対象企業

当該年度内に代理返済等を完了した額若しくは基礎額の低い方の４分の１の額又は４万5,000円のいずれか低い額

(2)　補助対象企業であり、かつ、別表に定める企業認証制度の認証企業等

当該年度内に代理返済等を完了した額若しくは基礎額の低い方の８分の３の額又は６万7,500円のいずれか低い額

２　本事業における補助金は、予算の範囲内において交付する。

（令８告示92・旧第７条繰上・一部改正）

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1)　沖縄県奨学金代理返還支援事業補助金交付決定通知書の写し

(2)　納税証明書など市税に滞納がないことを証明する書類の写し

(3)　その他市長が必要と認める書類

（令８告示92・旧第８条繰上・一部改正）

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の交付申請を受けたときは、申請書類を審査し、及び必要に応じて聞き取り調査を行い、補助金を交付すると認めたときは、交付決定を行い、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者にその旨を通知する。

２　市長は、前項の規定により補助金を交付すると認められる場合であっても、補助対象企業が次に掲げる事項に該当する場合は、交付の決定をしないものとする。

(1)　同一会計年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定を既に受けているもの

(2)　その他補助金を交付することが適当でないと市長が認めるもの

３　市長は、第１項の通知に際し、必要な条件を付すことができる。

（令８告示92・旧第９条繰上）

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第９条　前条第１項の交付決定通知を受けた補助対象企業は、第１号、第２号又は第３号に掲げる変更を行おうとする場合は宮古島市奨学金返還支援事業

補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第３号）を、第４号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は宮古島市奨学金返還支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　新たな従業員を補助対象として申請する場合

(2)　支給する手当等を増額する場合

(3)　新たに別表第１に定める企業認証制度の認証企業等となった場合

(4)　補助事業を中止し、又は廃止する場合

２　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（令８告示92・旧第10条繰上・一部改正）

（実績報告）

第10条　補助対象企業は、補助事業が完了したとき（補助事業が完了する前であっても、補助金の額が確定したと市長が認める場合を含む。）又は第８条第１項の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、宮古島市奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1)　代理返済額の実績が分かる書類の写し

(2)　その他市長が必要と認める書類

２　補助対象企業が手当又は賞与への加算等による金銭支給を行った場合、次の各号に掲げる書類を追加して提出しなければならない。

(1)　給与明細書又は賃金台帳など対象従業員に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し

(2)　対象従業員が奨学金を返還したことを確認できる書類

（令８告示92・旧第11条繰上・一部改正）

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条第１項の実績報告があった場合は、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて聞き取り調査を行い、その内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宮古島

市奨学金返還支援事業補助金額確定通知書（様式第６号）により、当該補助対象企業に通知する。

（令８告示92・旧第12条繰上・一部改正）

（補助金の交付）

第12条　補助対象企業は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに宮古島市奨学金返還支援事業補助金精算払請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（令８告示92・旧第13条繰上）

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、補助対象企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、第８条の規定により決定した内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　沖縄県から、沖縄県奨学金代理返還支援事業補助金の取消し又は変更を受けた場合

(2)　法令又はこの要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合

(3)　補助金を他の用途に使用するなど、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

２　市長は、前項の取消しを決定した場合には、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

（令８告示92・旧第14条繰上・一部改正）

（補助金の返還）

第14条　市長は、前条の取消しをした場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命じるものとする。

２　市長は、前項の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。

３　第１項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以

内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（令８告示92・旧第15条繰上）

（補助金の経理）

第15条　補助対象企業は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、５年間保存しなければならない。

（令８告示92・旧第16条繰上）

（補則）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

（令８告示92・旧第17条繰上）

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年２月27日告示第28号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年７月３日告示第92号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。

別表（第６条関係）

（令８告示92・追加）

No.	企業認証制度の名称
１	健康経営優良法人認定制度
２	沖縄県奨学金代理返還支援事業の補助対象となる沖縄県企業認証制度等

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

宮古島市長　殿

所在地
事業者名
代表者の役職・氏名　　印
連絡先

宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付申請書

宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の実施期間　　年　月　日　から　　年　月　日まで

２　事業計画書　（別紙）

３　補助対象経費の総額　　金　　円

４　補助金交付申請額　　金　　円

５　添付書類

(1)　沖縄県奨学金代理返還支援事業補助金交付決定通知書の写し
(2)　納税証明書など市税に滞納がないことを証明する書類の写し
(3)　その他市長が必要と認める書類

別紙

事 業 計 画 書

1 支給内容

支給方法	
支給回数	
支給予定期間	
支給条件	

※対象従業員の職種等によって支援内容が異なる場合は、詳細が分かるようにすること（詳細は別紙とすることも可）

2 支援計画

（単位：円）

番号	氏名	生年月日（西暦）	住所	採用年月日（西暦）	所属する事業所の住所	申請年度の奨学金返還予定総額	代理返済等の年間支給予定額	補助金申請額
1								
2								
3								
4								
5								
					合計			

※行が足りない場合は追加すること

様式第２号（第８条関係）

宮古島市指令第　　号
年　　月　　日

殿

宮古島市長　　印

宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった宮古島市奨学金返還支援事業補助金について、宮古島市補助金等交付規則（平成 17 年宮古島市規則第 48 号）第４条第１項及び宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．補助金交付決定額　　金　　円

２．補助金交付の対象となる事業は、申請のあった宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付申請書記載のとおりとし、事業の実施期間は交付申請日の属する月の初日から　　年　　月　　日までとする。

３．事業を行う者は、宮古島市補助金等交付規則（平成 17 年宮古島市規則第 48 号）及び宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

宮古島市長　殿

所在地
事業者名
代表者の役職・氏名　　印
連絡先

宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定内容変更承認申請書

年　　月　　日付け宮古島市指令第　　号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

１　変更の内容

変更前	変更後

２　変更の理由

（備考）１　変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
２　補助金交付額に影響がある場合は、変更後の事業計画書を添付すること。

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

宮古島市長　殿

所在地
事業者名
代表者の役職・氏名　　印
連絡先

宮古島市奨学金返還支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

　　年　　月　　日付け宮古島市指令第　　号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

１　中止（廃止）の理由

２　補助事業中止（廃止）の年月日、期間

（備考）１　不要の文字を抹消して使用すること。
　　２　理由については、できる限り詳細に記入すること。
　　３　関連する資料があれば添付すること。

様式第５号（第 10 条関係）

年　　月　　日

宮古島市長　殿

所在地
事業者名
代表者の役職・氏名　　印
連絡先

宮古島市奨学金返還支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け宮古島市指令第　　号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業について、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　実施結果

２　添付書類
(1)　代理返済額の実績が分かる書類の写し
(2)　その他市長が必要と認める書類

※補助対象企業が手当または賞与への加算等による金銭支給を行った場合は、以下の書類を追加して提出すること。
(3)　給与明細書又は賃金台帳など対象従業員に支給した手当等の月ごとの実績がわかる書類の写し
(4)　対象従業員が奨学金を返還したことを確認できる書類

様式第６号（第 11 条関係）

年　　月　　日

殿

宮古島市長　　印

宮古島市奨学金返還支援事業補助金額確定通知書

年　月　日付宮古島市指令第　号により交付決定した宮古島市奨学金返還支援事業補助金については、宮古島市補助金等交付規則第 13 条及び宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額　　金　　円

様式第７号（第 12 条関係）

年　　月　　日

宮古島市長　殿

所在地
事業者名
代表者の役職・氏名　　印
連絡先

宮古島市奨学金返還支援事業補助金精算払請求書

年　　月　　日付け　第　　号で確定通知を受けた上記の事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

＜振込先＞

銀 行 名	支 店 名	預 金 種 目	口　座　番　号
口座名義人			
(フリガナ)			

様式第８号（第 13 条関係）

宮古島市達第　　号
年　　月　　日

殿

宮古島市長　　印

宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け宮古島市指令第　号で交付決定した宮古島市奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり交付決定の（　全部　・　一部　）を取消したので、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 13 条第２項の規定により通知します。

記

１．交 付 決 定 額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．交付決定取消額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３．取　消　理　由

様式第１号（第７条関係）

（令８告示92・全改）

様式第２号（第８条関係）

（令８告示92・全改）

様式第３号（第９条関係）

（令８告示92・全改）

様式第４号（第９条関係）

（令８告示92・全改）

様式第５号（第10条関係）

（令８告示92・全改）

様式第６号（第11条関係）

（令８告示92・全改）

様式第７号（第12条関係）

（令８告示92・全改）

様式第８号（第13条関係）

（令８告示92・全改）